

岩手中部水道企業団公告第123号

岩手中部水道企業団が発注する業務等について、条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 6年10月17日

岩手中部水道企業団

企業長 北上市長 八重樫 浩 文

岩手中部水道企業団条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

(1) 件 名 高圧蒸気滅菌器更新

(番号269号)

(2) 納入場所 岩手中部水道企業団 危機管理センター

(3) 業 種 理化学機器及び器具

(4) 概 要 高圧蒸気滅菌器の更新

(5) 納入期限 令和7年2月28日（金）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

(3) 入札参加申請書を提出する日から開札の時までの間に、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）建設工事等の競争入札における指名停止措置基準（平成26年企業団告示第9号）に基づく指名停止等を受けていないこと。

(4) 市・町税、法人税（個人にあつては申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納額がないこと。

(5) 令和6年度岩手中部水道企業団入札参加資格者台帳に登載され、理化学機器及び器具に登録されていること。

(6) 企業団圏域内に本店、支店又は営業所等を有していること。

3 入札参加制限

(1) 一定の資本関係又は人的関係がある複数の者は、同一の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者が入札を行った場合はその全者の入札を無効とする。

- (2) 入札参加希望者がこの制限に対応する目的で連絡を取ることは、企業団入札心得に定める「公正な入札の確保」の規定に抵触するものではない。

4 申請書の提出等

- (1) 提出書類 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加申請書（様式第2号）
(2) 提出方法 持参又は郵送（書留、特定記録郵便など、発送と受領が記録される方法により提出されることをお勧めいたします。なお、未到着等につきましては、企業団において一切責任を負いません。）
(3) 提出先 企業団総務課契約管理係
(4) 提出期限 令和6年10月25日（金） 午後5時

5 設計図書等の閲覧

- (1) 閲覧方法 企業団ホームページからダウンロードのこと
(2) 閲覧期間 公告日から開札日前日まで

6 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 方法及びあて先
質問書（様式第3号）を企業団総務課契約管理係へFAX（0198-26-3307）又は電子メール（soumuka@iwatetyubu-suido.jp）で提出のこと
(2) 受付期限 令和6年10月28日（月）正午まで
(3) 回答方法 回答書を企業団ホームページに掲載する

7 現場説明 現場説明は行わない。

8 入札方法等

- (1) 入札方法 郵便入札
(2) 提出書類 入札書（様式第5号）
(3) 提出方法 一般書留又は簡易書留
(4) 送付先 〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1
岩手中部水道企業団 総務課 契約管理係
(5) 到着期限 令和6年11月5日（火） 午後5時

9 開札

- (1) 日時 令和6年11月6日（水） 午前9時30分
(2) 場所 岩手中部水道企業団 会議室
(3) 立会人 開札の立ち合いは不可能
(4) 立会人以外の傍聴 不可能
(5) 落札候補者の決定
有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格の者を落札候補者として決定する。当該候補者が複数となった場合はくじ引きで決定する。

10 入札参加資格の有無の確認及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から2日（土・日、祝日を除く）以内に、次に掲げる資格確認書類を総務課契約管理係に提出しなければならない。
 - ア 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第10号）
 - イ 納入予定物品の品番、仕様等が分かるもの（カタログ等の写し）
- (2) 前号の規定により提出された資格確認書類により入札参加資格の審査を経て落札者の決定を行うものとする。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者がした入札を無効とし、次順位者を落札候補者として落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行うものとする。

11 予定価格 契約締結後に公表する

12 入札保証金 免除

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、岩手中部水道企業団契約規程第23条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他

- (1) 入札参加者は、岩手中部水道企業団条件付一般競争入札説明書、条件付一般競争入札施行要領、入札心得及び郵便入札実施要領等に記載される事項を遵守すること。
- (2) 入札において不正又は不誠実な行為があったと認められるときは、落札者の決定を取り消すことがある。
- (3) 入札関係書類は、企業団ホームページ（<https://www.iwatetyubu-suido.jp/>）からダウンロードすること。

15 担当部署

- (1) 入札に関する事項 総務課契約管理係（電話0198-41-5315）
- (2) 契約後の担当課・係 施設第一課水質管理係（電話0197-62-4218）